

# 昭和大学公的研究費に関する監査規則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人昭和大学内部監査規程第2条第1項第2号に規定する公的研究費（以下「公的研究費」という）の監査について必要な事項を定める。

2 この規則に定める公的研究費に関する監査は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）（以下「ガイドライン」という）及び関係省庁等の規定に基づき実施するものとする。

(監査の区分)

第2条 公的研究費の監査の区分は次のとおりとする。

- (1) 科学研究費の通常監査
- (2) 科学研究費の特別監査
- (3) その他研究費等の監査

(監査方法)

第3条 監査の方法は次のとおりとする。

- (1) 科学研究費の通常監査

各種申請書、証憑書類等の確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

- (2) 科学研究費の特別監査

各種申請書類、証憑書類等の確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査を行う。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

- (3) その他公的研究費等の監査

科学研究費の通常監査及び特別監査等に準じて行う。

(公的研究費監査室の設置)

第4条 公的研究費の監査に関する業務を行うために学長直轄の公的研究費監査室（以下「監査室」という）を設置する。

2 監査室に監査室長及び監査担当者を置く。

3 監査室長は、「学校法人昭和大学内部監査規程」に規定する監査室長をもって充てる。

(監査担当者)

第5条 監査担当者は、次の者をもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 学事部長
- (3) 人事部長
- (4) 財務部長

(5) 統括病院事務部長

(6) その他、監査室長が必要と認める者

2 監査担当者は監査室長が任命する。

3 第1項第6号の監査担当者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 監査担当者に欠員が生じた場合には、速やかに後任者を選任しなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(監査担当者の権限)

第6条 監査担当者は、監査を受ける者（以下「被監査者」という）に対して関係資料の提出、業務説明及び必要事項の報告等を要請することができる。

2 被監査者は前項の要請に対して、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(被監査者の義務)

第7条 被監査者は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査計画)

第8条 監査室長は、本学の実態に即した不正発生要因を分析のうえ、監査計画書を作成し、学長に提出する。

(監査報告)

第9条 監査室長は、監査終了後監査報告書を作成し、学長に報告するものとする。ただし、監査の結果、緊急を要する重要な事項と認めた場合は直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、監査結果を学校法人昭和大学内部監査室に報告するものとする。

(措置)

第10条 学長は、報告書により改善等の措置が必要と判断したときは被監査者に対して改善命令又は改善勧告を行うものとする。

2 改善命令又は改善勧告を受けた被監査者は速やかに改善措置を講ずるとともに、その結果を改善報告書により学長に報告しなければならない。

3 報告書の結果については、コンプライアンス教育の一環として、学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(所管)

第11条 本規則による監査の事務は、統括研究推進センター事務室研究支援課が所管する。

## 附 則

1. この規則は、令和3年8月1日から施行する。

2. この規則の施行日をもって、「昭和大学公的研究費に関する監査規程」（平成29年5月9日施行）は廃止する。

3. この規則の改廃は、理事会の承認を要するものとする。